

札幌市動物園条例（素案）について ご意見を募集します

「札幌市動物園条例※」の素案を作成しましたので、この素案に対する皆様からのご意見を募集します。

今後、いただいたご意見を考慮して、札幌市議会に条例案を提出する予定です。

また、ご意見の概要やそれらに対する札幌市の考え方については、後日ホームページなどで公表します。

※この条例では、動物園、水族館、昆虫館、〇〇パークなどの名称にかかわらず、生物多様性の保全を目的に展示、教育、調査研究等を行う施設を「動物園」と総称しています。

【意見募集期間】

令和4年（2022年）1月28日（金）から2月28日（月）まで

【意見提出方法】

次のページをご覧ください。

—目次—

なぜ条例をつくろうとしているの？	1
どんな条例をつくろうとしているの？	2
条例ができるとどうなるの？	3
条例に定めることをどうやって動物園に取り組んでもらうの？	4
札幌市動物園条例（素案）	5
【資料】	
条例制定の背景等の詳細ページ	19
札幌市動物園条例素案のQ&A	26

意見募集要項

1 意見募集対象

札幌市動物園条例(素案)(本書 P5~P18)について、ご意見を募集します。

2 募集期間

令和4年(2022年)1月28日(金)から2月28日(月)まで【必着】

3 資料の配布場所

札幌市円山動物園

各区役所(総務企画課広聴係)

札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

各まちづくりセンター

札幌市環境プラザ(北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階)

札幌市公式ホームページ

4 提出方法

(1) 郵送・持参・ファックスの場合

別紙の「ご意見記入用紙」に記入し、下記5の提出先まで提出してください。

※ご持参いただく場合の受付時間は、休園日(2月9日、2月24日)を除く9時30分から16時までとなります(最終入園15時30分)。

(2) 電子メールの場合

件名を「札幌市動物園条例(素案)について」とし、本文に「お名前・年齢・住所・ご意見」を記入し、下記5の電子メールアドレスへ送信してください。

(3) ホームページの「ご意見入力フォーム」から送信する場合

以下のURL又は右のQRコードからページを開き、必要事項を入力し送信してください。

http://www.city.sapporo.jp/zoo/01sougouannai/06doubutsuennotorikumi/02shimindoubutsuenkaigi/doubutsuenjourei/opinionform_doubutsuenjourei.html

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコード



【留意事項】

- ・電話、口頭によるご意見の受付や、個別の回答はいたしません。なお、ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方については、後日公表します。
- ・ご意見の提出にあたっては、お名前、年齢、住所をご記入ください。
- ・ご意見の概要を公表する際には、お名前、年齢、住所は公表いたしません。いただいた情報は、札幌市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

5 ご意見の提出先・問い合わせ先

札幌市環境局円山動物園 経営管理課(〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1)

電話:011-621-1426 ファクス:011-621-1428

電子メールアドレス:zoo.kanri@city.sapporo.jp

※持参の場合は、円山動物園の動物園センター総合案内へ提出してください。

なぜ条例をつくらうとしているの？

1 生物多様性が危機的な状況です

多種多様な生きものが直接的、間接的に支え合って生きています。



私たちの暮らしも多くの生きものからの恵みを受けています。



詳細は 20 ページへ



人間の活動により森林破壊、海洋・土壌・大気汚染等が進み、生きものの生息環境に悪影響を与え、数が減っています。



人間の生活も心配!!

ひと昔前は札幌でも見られたタンチョウやシマフクロウも今は見られません。

2 動物園は、生物多様性の保全への貢献や飼育動物の良好な動物福祉の確保が求められています

詳細は 21 ページへ

3 日本には、動物園の運営目的や実施すべき事業を明記した法律がありません

詳細は 23 ページへ

札幌市が条例を検討する大きな要因

4 円山動物園基本方針ビジョン 2050*の取組を将来にわたり実施していくための法規範が必要です

※ビジョン 2050 は、2015 年に円山動物園で起きたマレーグマの死亡事故を深く反省し、二度と起こさないよう運営していくための新たな運営方針です(2019 年 3 月策定)。ビジョン 2050 の検討の中で、この取組を条例化するべきという機運が高まりました。

詳細は 24 ページへ

5 動物園の社会的な位置付けを明確にし、野生動物の保全と動物福祉の向上を推進する法規範が必要です

詳細は 25 ページへ

条例制定へ

どんな条例をつくらうとしているの？

動物園の運営目的や実施すべき取組等を明確にする条例

この条例は、市営の円山動物園の運営のみを定めるものではなく、市内を対象に「動物園」を以下のように定義し、動物園の運営目的や実施すべき取組を明確にするものです。

動物園の定義

生物多様性の保全に寄与することを目的に、以下の取組を行う施設（動物園、水族館、昆虫館などの名称は問わない）

野生動物を中心とした飼育展示



イラスト：政府広報オンラインより転載

繁殖による生息域外保全



オオワシ シマフクロウ

写真：環境省 HP「保護増殖事業」より転載・加工

保全につなげていく
ことを目的に実施

生物多様性の保全



教育活動



調査研究



イラスト「生物多様性の保全」：「今、できることから始めよう！！～生物多様性さっぽろ実践ハンドブック～」
「まもろう札幌の仲間たち。」（札幌市環境局環境共生担当課発行）より転載・加工

運営目的

野生動物の保全を通して生物多様性の保全に寄与すること

実施すべき取組

保全活動

定義にある活動のほかに以下を行います

- 動物収集
- 関係機関等との情報交換
- 生息域内保全に関する取組

良好な動物福祉の確保

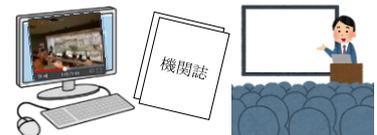


動物福祉規程を各動物園が策定
定期的に見直す



定期的に動物福祉を評価

活動情報の公表



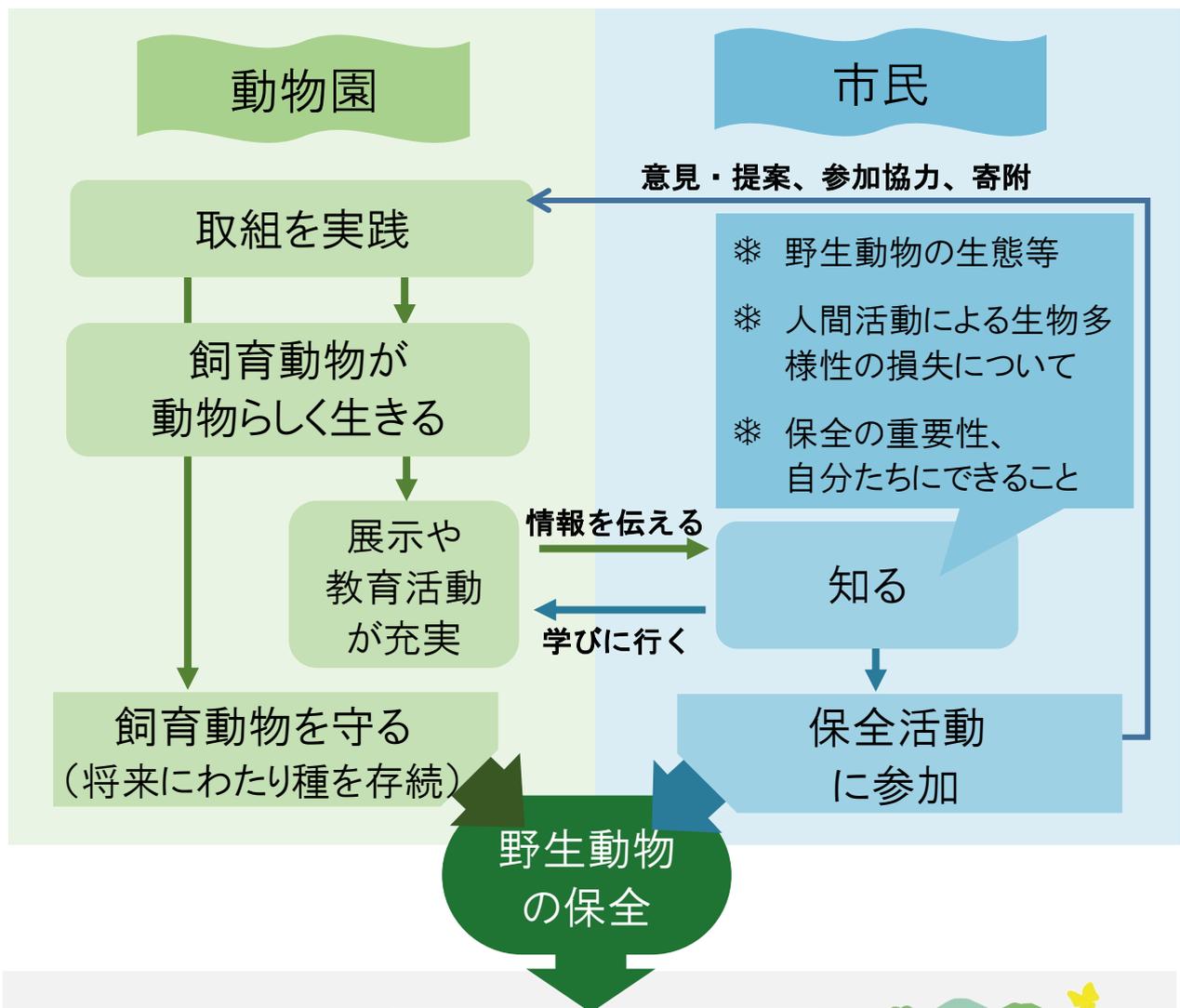
市民が情報を得やすいインターネット上のほか、講演会、機関誌、掲示物などで活動情報を公表

詳細は条例素案 P5 以降の「目的」「定義（動物園）」「基本理念」「動物園が行う活動」を参照

条例ができるとうなるの？

動物園がこの条例の目的や規定する内容に沿って動物福祉の向上に取り組み、飼育動物の欲求が満たされていくと、ゾウがゾウらしく、クマがクマらしく、野生動物本来の姿を見せながら動物園で生きていくことができます。また、野性動物の研究等によって飼育や繁殖の技術が向上すると、将来にわたり種を存続させていくことにつながります。

市民は、こうした取組によって充実した展示や教育活動から、野生動物の生態や生息地の環境問題等を学ぶことができます。また、動物園の取組に共感した市民が、動物園への意見・提案、参加・協力、寄附などを行うようになると、さらに動物にとって良い環境が整備され、種をつないでいくことにつながります。このような良い流れが繰り返されることによって、動物園と市民が一緒になって野生動物を守り、生物多様性の保全に貢献していくことが期待されます。



メリット

- ◇ すべての生命の基盤を維持
- ◇ 私たちの暮らしを支えてくれる
- ◇ 豊かな文化をつくる

生物多様性の保全



自然と人との共生

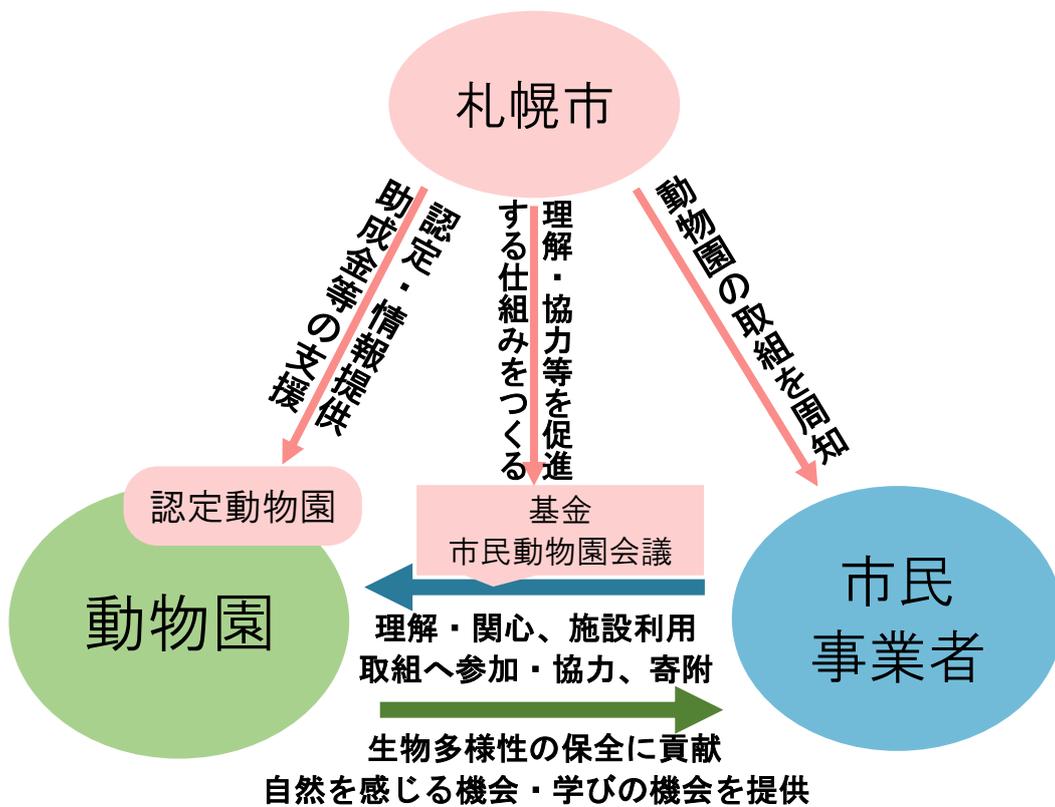
イラスト：「今、できることから始めよう!!～生物多様性さっぽろ実践ハンドブック～」
「まもろう札幌の仲間たち。」(札幌市環境局環境共生担当課発行)より転載・加工

条例に定めることをどうやって動物園に 取り組んでもらうの？

この条例は、罰則や行政(札幌市)の管理監督によって取り締まるのではなく、「動物園は、生物多様性の保全に貢献するための施設」という認識を一般に広めながら、動物園が自主的に野生動物の保全に向けて繁殖や環境教育等に取り組んでいくよう促す条例としています。

動物園の自主的な取組を促進するために、認定制度、基金などの仕組みを設け、市、市民、事業者とのより良い関係をつくりながら、条例に定めることを実現できるよう取り組みます。

共通目的：野生動物の保全を通した**生物多様性の保全**



自主的な取組 を支援する 仕組み	認定動物園 (認定制度)	<ul style="list-style-type: none"> 市は、動物園からの申請に基づき、一定の要件を満たしている動物園を「札幌市認定動物園」として認定 市は、認定動物園の取組を広報するとともに、認定動物園に対し保全活動等に関する情報提供、助言、基金を財源とした助成金交付等を行う制度
	基金	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者等の寄附金を積み立てる基金を設置
	市民動物園 会議	<ul style="list-style-type: none"> 市民が委員として参加可能（公募・選考あり） 円山動物園の運営や認定動物園の支援策を審議 認定動物園の認定や助成金交付等を専門的かつ客観的に審査

札幌市動物園条例（素案）

前文

条例制定の背景や条例制定に対する思いなどを明らかにするため、前文を設けます。

【前文に盛り込む予定の内容】

- ◆ 生物多様性の危機的な状況
- ◆ 現代の動物園に求められる社会的な役割・責任とその現状
- ◆ 動物園の法的な位置付けが明確でなく不安定であること
- ◆ 円山動物園の過去の動物死亡事故への反省
- ◆ 札幌市に存在する動物園の展望 など

目的

この条例を制定する目的として、次のことを定めます。

この条例は、動物園が野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園の活動に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務等を明らかにし、もって現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とすること。

定義

この条例に使われる用語について、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすため、次のとおり定めます。

生物多様性	生物多様性基本法第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。(同法の「生物の多様性」:様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。)
野生動物	家畜化されておらず、かつ、自然環境下において生息する動物をいう(当該動物を動物園において飼育し、繁殖したものを含む。)
動物園	動物園、水族館及び昆虫館その他いかなる名称であるかを問わず、 <u>生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主とした飼育及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。</u>
動物福祉	動物が置かれた環境に起因する <u>動物の身体的状態及び心理的状态</u> をいう。
生息域内保全	生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいう。
生息域外保全	主に生息域内保全を補完するため、生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。
累代飼育	動物を3世代以上にわたり安定的に繁殖させることにより、飼育下にある動物の個体群を維持することをいう。

<参考>

1 野生動物の定義

国際獣疫事務局(通称:世界動物保健機関、略称:OIE)の野生動物衛生ワーキンググループが1999年に定義した動物の区分を参考とした。太枠が本条例の「野生動物」の定義。

【動物の区分】		人為選択による表現型の変異	
		有	無
人の管理	有	家畜 domestic animals	飼育下の野生動物 captive wild animals
	無	野生化した家畜 feral domestic animals	本来の野生動物 wild animals

※「人為選択」…人が交配する動物を意図的に選ぶこと

※「表現型」…動物に現れる形質(個体もつ形態や機能の特徴)

※「変異」…動物の姿形や色、行動など動物に現れる形質が変わること

2 動物園の定義

(動物園、水族館、昆虫館などの名称にかかわらず「動物園」と定義した理由)

- ①歴史的な経過として、水生動物も昆虫も「動物園」で飼育していたが、それぞれの動物に特化した施設として分けて作り、その施設を水族館、昆虫館と呼ぶようになったこと(参考文献:2011年文永堂出版発行「動物園学」村田浩一、楠田哲士監訳)
- ②海外の動物園に関する法律においても施設の名称にかかわらず「動物園」と定義している例があること(参考例:イギリス「動物園免許法」、ドイツ「連邦自然保護法」)
- ③陸生動物も水生動物も両方飼育する動物園や水族館が存在し、明確に区分することが難しいこと

(定義の内容について)

2002年に発効されたEU動物園指令、2015年に発表された世界動物園水族館協会(略称:WAZA)の保全戦略などを踏まえ、生物多様性の保全を目的とする施設と、そうではない施設の違いなどを勘案し、最低限必要と考える取組として以下を盛り込んだ。

「野生動物を主とした飼育展示があること」

「繁殖による生息域外保全に取り組んでいること」

「野生動物の保全を目的とした調査研究や教育活動を行っていること」

3 動物福祉の定義

- ①OIE 陸生動物衛生規約第7.1章 アニマルウェルフェア

「アニマルウェルフェアとは、動物の生活とその死に関わる環境と関連する**動物の身体的・心的状態**」(農林水産省HP(アニマルウェルフェアについて)より引用)

- ②世界動物園水族館協会(略称:WAZA) 動物福祉の定義

「動物福祉とは、**個々の動物に特有の状態**をいう。それは、活力、愛情、安全、興奮などのその種にとって心地よい経験、または痛み、空腹、恐怖、退屈、孤独、欲求不満などの不快な経験との関わりを通じて、その動物が自分の世界と生活をどのように感じるかを指す。」(2020年10月8日WAZA評議会で承認)

4 生息域内保全、生息域外保全の定義

生物多様性条約第2条の用語の定義を参考としており、本条例は野生動物の保全を通じた生物多様性の保全を推進することを目的とするため、生物多様性条約の定義から家畜や植物を対象とした「飼育種又は栽培種」に関する規定を除いた内容とした。

※生物多様性条約第2条「生息域内保全」「生息域外保全」

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

基本理念

この条例の制定の理念や方針を示すため、基本理念について規定します。

動物園では、健全な動物の飼育管理なくしては、生き生きとした動物の展示を十分にできず、来園者に保全のメッセージを伝えていくことも種の保存も進みません。動物園の運営目的とする「生物多様性の保全」と、動物飼育施設の責任である「良好な動物福祉の確保」を両立させるといふ考え方は、世界動物園水族館協会の保全戦略及び動物福祉戦略によって提唱され、加盟施設を始めとして世界各国の動物園で取り入れられています。

また、動物園は「自然への扉」と例えられ、展示する動物等を通して、多くの人々が生きものや自然の不思議に気づき、生きものが生態系の重要な構成要素であることを理解することができる場所です。生物多様性への理解が深まると、生きものの尊厳を守り、生物多様性の保全のために何ができるかを考えることにつながっていきます。そうした施設であるために、動物園は、人々の感性を刺激し、生物多様性の保全への意識を醸成する機会を市民に提供していくことが重要です。

そして、動物園運営の目的とする「生物多様性の保全」は、動物園のみが繁殖等に取り組んでも実現できないものです。動物園などの施設で繁殖等により種を絶やさない取組を行うとともに、市民、事業者と一緒に野生動物の生息環境の改善等に取り組んでいくなど協働していくことが重要です。

これらのことから、動物園の活動に関する基本理念として次の3点を定めます。

- ① 動物園の活動は、その動物園で飼育する動物の良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与することを旨として行うこと
- ② 動物園の活動は、野生動物とそれを取り巻く環境が生態系の重要な構成要素であることを認識する機会を提供し、もって豊かな人間性と感性が育まれることを旨として行うこと
- ③ 動物園の活動は、市民及び事業者との協働により取り組まれるよう努めること

市、市民、事業者の責務

この条例の目的を達成するため、市、市民及び事業者について一定の責務があることを規定します。

生物多様性基本法において、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務が定められていることを踏まえ、動物園の活動との関係性に着目して、次のとおり、市、市民及び事業者の責務を定めます。

【市の責務】

市は、上記の基本理念にのっとり、動物園における生物多様性の保全に関する取組を推進するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること

【市民の責務】

市民は、生物多様性の保全の重要性を認識し、その日常生活に関し、生物多様性の保全に配慮するとともに、動物園が実施する生物多様性の保全に関する取組に協力するよう努めること

【事業者の責務】

事業者(動物園を運営するものを除く。)は、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組への理解を深め、協力するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うよう努めること

<参考>生物多様性基本法(抜粋)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務)

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

動物園が行う活動

動物園は、野生動物を飼育する施設の役割・責任として、生息地における野生動物や自然環境の維持回復のために、多くの人々に生物多様性の重要性や保全への行動を促すことが求められます。また、飼育する野生動物の生理・生態等を解明し、飼育繁殖技術を確立するとともに、生息地の個体数の維持回復のために動物園で飼育・繁殖した個体を野生に戻す取組などが求められます。

一方で、動物を飼育する目的にかかわらず、動物飼育施設の責任として、動物を健全に飼育管理していかなければなりません。

さらに、動物園の活動状況を知ってもらうとともに、動物園が蓄積した情報が社会に還元されていくよう、各活動を記録・保存し、その情報を適宜公開していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、動物園が行うべき活動として、次のことを定めます。

(1) 保全活動

動物園は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うこと

- ① 動物の収集に関する事
- ② 野生動物の保全に資するための調査・研究に関する事
- ③ 野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関する事
- ④ 野生動物の保全への意識を醸成するための教育活動に関する事
- ⑤ 生息域外保全のための累代飼育に関する事
- ⑥ 関係機関等との野生動物の保全に関する情報交換に関する事

上記①～⑥のほか、動物園は、野生動物の生息域内保全に関する取組その他野生動物の保全を推進するために必要な活動を行うよう努めること

(2) 良好な動物福祉の確保

- ① 動物園は、その動物園で飼育する動物(以下「飼育動物」という。)の良好な動物福祉を確保するため、最新の科学的知見に基づき、その種に適した飼育管理の要件及び個々の要求に応じた飼育環境の下で飼育するよう努めるとともに、疾病の予防及び治療を適切に実施できる獣医療体制を整備すること
- ② 動物園は、動物福祉に関する規程(以下「動物福祉規程」という。)を定めるとともに、当該動物園における飼育動物の動物福祉を定期的に評価し、必要に応じて改善のための措置を講じること
- ③ 動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉に関する規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えること

(3) 活動情報の公表

動物園は、上記(1)(2)の取組状況について、インターネットの利用その他適切な方法により適宜公表しなければならないこと

認定動物園

動物園に対してこの条例の趣旨に沿った自主的な取組を促すために、動物園の認定制度を新設します。

認定制度は、動物園の申請に基づき、札幌市が条例に沿った取組を行う動物園を「札幌市認定動物園」として認定し、取組の広報や取組に資する情報提供等の支援を行うほか、財政的支援を行う制度です。この制度により、認定された動物園にとっては、生物多様性の保全に自主的に取り組んでいることが広く一般に認められ、市からの支援も活用し、より一層の向上を目指すことが期待されます。また、市民や事業者にとっては、生物多様性の保全に意欲的な動物園であることが分かり、協力する対象が分かりやすくなります。

動物園の取組が向上し、その様子を多くの人に見て知ってもらうことで、動物園の取組に共感する市民や事業者が増え、その取組を応援しようという支援の輪が広がることが期待できます。こうした支援によって動物園の取組が更に向上していくと、動物園の展示や教育活動等によって市民や事業者還元されるといった好循環が生まれ、市民や事業者の思いによって野生動物の保全を実現していく取組にも発展していくことが期待されます。このような事例は、欧米の動物園で見られ、札幌市においても動物園の取組を軸とした保全文化を創出していきたいと考えています。

なお、この認定に当たっては、専門的かつ客観的に審査を行う必要があることから、札幌市の附属機関である市民動物園会議の意見を聴いて認定することとします。

これらの認定制度の基本的な仕組みとして、次のことを定めます。

なお、詳細な制度内容は、市民動物園会議の意見を聴いたうえで、札幌市が要綱等で定めることとしています。

- ① 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園(円山動物園を除く。)のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件(以下「認定要件」という。)に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園(以下「認定動物園」という。)として認定することができること
- ② 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならないこと
- ③ 市長は、認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うこと
- ④ 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができること

円山動物園の基本的な取組事項

円山動物園については、10 ページの「動物園が行う活動」に加え、2015 年のマレーグマの死亡事故と同じ過ちを繰り返すことなく、将来にわたって生物多様性の保全に貢献していくために必要な運営基盤として、次の(1)～(9)の取組を行うことを定めます。

(1) 運営方針及び実施計画の策定

円山動物園がこの条例の趣旨に従い、野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に寄与することを旨として、将来にわたり運営されることを担保するため、中長期的な視点に立った運営方針やその実施計画を策定することについて、次のとおり定めます。

また、この規定は、2019 年 3 月に策定した札幌市円山動物園基本方針「ビジョン 2050」、2020 年 3 月に策定した札幌市円山動物園ビジョン 2050 第 1 次実施計画の根拠となるものです。

- ① 市長は、円山動物園の運営に関し、総合的かつ計画的な運営方針(以下「運営方針」という。)を策定すること
- ② 市長は、運営方針に沿った円山動物園の運営を実施するため、円山動物園の運営に係る中期的かつ具体的な計画(以下「実施計画」という。)を策定すること
- ③ 運営方針及び実施計画は、この条例に定める事項との整合性を確保して策定すること
- ④ 市長は、生物多様性の保全に関する情勢の変化を勘案し、及び市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、運営方針及び実施計画の見直しを行い、必要な変更を加えること

(2) 良好な動物福祉の確保

円山動物園の飼育動物の動物福祉については、市民動物園会議に、第三者の専門的かつ客観的な視点から「良好な動物福祉が確保されているかどうか」の評価を受けることとします。

また、動物福祉規程の策定・見直しに当たっては、市民動物園会議の意見を聴くことや、円山動物園の業務に携わる職員の心構えなど動物福祉の向上に対する市の姿勢も含め、次のことを定めます。

- ① 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならないこと
- ② 市は、①の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならないこと
- ③ 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定改廃に当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴くこと

- ④ 市は、③の動物福祉規程を適宜見直すものとし、改正した規程は、速やかに公表しなければならないこと
- ⑤ 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならないこと。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならないこと

(3) 円山動物園動物福祉の日

2015年7月25日に死亡したマレーグマ「ウッチー」のことを忘れることなく、動物にとっての良好な飼育環境等を追求していくという認識を円山動物園の組織全体で高めていくとともに、市民に動物福祉に関する理解及び関心を深める機会とするため、次のことを定めます。

市民の動物福祉に関する理解及び関心を深めるとともに、円山動物園の職員の動物福祉の向上に関する意識の高揚を図るため、7月25日を円山動物園動物福祉の日とし、動物福祉の向上に関する普及啓発及び学習会その他の動物福祉の向上に資する取組を行うこと

(4) 動物の展示及び教育活動における原則

円山動物園では、野生動物に関する情報を正確に伝え、動物の尊厳を尊重することを念頭に動物の展示や教育活動を行っていきたいと考えています。

そのため、動物について誤った認識につながる展示や教育活動が行われないう、次のことを定めます。

円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならないこと

ただし、次の①に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は行うことができること

- ① 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。
- ② 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとすること。
- ③ 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

＜参考＞動物の展示及び教育活動における原則について

① 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。

直接動物に触ることや人が持っているエサを動物が食べることなどを指します。

「野生動物」について適用するため、ヒツジや馬などの「家畜」は対象外です。

また、「展示や教育活動」において「利用者」に適用するもののため、飼育や治療等を行う関係者が飼育する野生動物に触ることは含まれません。



(過去に円山動物園で実施していた事例)

② 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとすること。

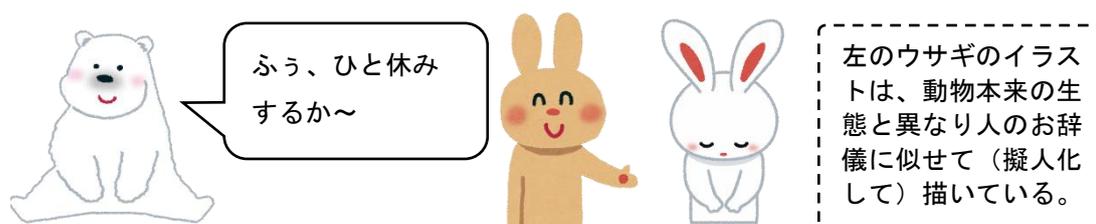
動物(家畜も含み、剥製など生きていないものも含む)に服を着せたり、自転車に乗せたりするなど、人間の姿や行動と同じことをさせようとするを指します。



(過去に円山動物園で実施していた事例)

③ 動物の本来の生態とは異なることを人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること

動物のイラストや写真に吹き出しを付けるなど、動物が人間と同じような感覚を持っているかのように誤解を与える掲示物などを指します。



さまざまな研究の中で、動物の行動や表情を人に置き換えて考えることが動物に対する関心を高める効果があるとしているものがあります。一方で、動物が擬人的に描かれた絵本などを幼少期からよく見ていると、その後、動物を人の特徴に当てはめて考えることが多くなるという研究結果もあります。こうした擬人的表現にはメリットやデメリットがあることを踏まえ、動物園は野生動物の生理・生態等を正確に伝える場であることから擬人的な表現は避けるべきと考えています(科学的に人との類似性が認められていることは除きます)。

この規定は、円山動物園における展示や教育活動を対象としているため、例えば、動物の生理・生態を研究する際に人に置き換えて考察することや、一般の擬人的表現を否定するものではありません(園内の売店食堂の営業や来園者の行動は対象外となります)。

(5) 施設の整備及び管理

円山動物園の施設の整備及び管理においては、生物多様性の保全、良好な動物福祉の確保等の点に留意する必要があります。そのため、次のことを定めます。

- ① 市は、円山動物園の施設を整備する際には、生物多様性の保全及び良好な動物福祉の確保に資するよう留意しなければならないこと
- ② 市は、円山動物園の施設管理に当たっては、飼育動物の安全の確保に万全を期するとともに、良好な動物福祉の確保が図られるよう留意しなければならないこと

＜参考例＞「ゾウ舎」は、良好な動物福祉を確保し、種の保存や環境教育等を実施することができる施設として整備



2019年3月オープン
飼育用面積約4,154㎡
(過去の飼育施設の約14倍)



一年を通して水浴び等
ができるよう屋内と屋
外の両方に水場を設置



床に砂を敷き詰め、
足の負担を軽減する
など動物福祉に配慮



ゾウの生息環境が悪
化していることなど
を伝える展示



ゾウの生態や生息環
境等を伝え、環境を
守るための教育活動

(6) 危機管理

動物園は、危険動物など多種多様な動物を飼育していることから、動物愛護管理法第7条に規定する所有者又は占有者の責務を果たすためには、その動物の種類、習性等に対応した危機管理体制を構築しなければなりません。

そのためには、飼育動物や利用者等の生命を脅かすような地震や暴風雨・雪などの自然災害、鳥インフルエンザやコロナウイルスなどの感染症、動物の飼育施設外への逃走など様々な事態を想定し、その予防と発生した際の対処について計画を立てることが必要不可欠です。

そして、日頃から施設の安全点検、飼育動物の捕獲等の訓練を重ね、いざというときに被害を最小限にして、事態を終息することができる体制を整備しなければなりません。

これらのことを組織的に実施していくことを明確にするため、次のことを定めます。

市は、飼育動物及び利用者、職員、円山動物園の周辺地域の住民その他の関係者（以下「利用者等」という。）の安全に配慮し、自然災害、感染症、飼育動物の逸走その他の飼育動物又は利用者等の生命の危機を生じさせる事象について、これに対応するための危機管理計画を策定するとともに、危機管理計画を実施する体制を整備しなければならないこと

＜参考＞動物愛護管理法(抜粋)

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、

動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(7)連携

生物多様性の保全や動物福祉に関する課題を解決していくためには、世界的規模で共通している理念や基準にも対応しながら、生息域外保全の促進、あるいは生息地の環境保全や動物保護に関わっていくことが重要です。

そのため、円山動物園は、最新の知見の共有や動物の交流などにおいて、国内外の専門家と強固なネットワークを形成していく必要があることから、次のことを定めます。

市は、円山動物園においてこの条例の趣旨に沿って事業を実施するため、円山動物園と国内外の政府、地方公共団体、大学等の研究機関、動物園その他動物園の活動に関連する機関等との間で積極的な連携及び協力が図られるよう取り組まなければならないこと

(8)専門的知識を有する職員の確保等

飼育動物に対して質の高い飼育管理や獣医療等を実施することは、良好な動物福祉を確保し、野生動物の保全を推進していくために必要不可欠です。

そのためには、動物園学、生理学、栄養学、動物行動学、動物福祉学、獣医学、保全遺伝学、保全医学などの専門的知識を持つ人材を確保する必要があります。

また、研修の実施等を通じた人材の育成についても継続的に実施することが求められます。特に、野生動物に対する衛生管理や疾病への対処については、特殊な予防医学や適切な診療技術の確立などが重要となります。

円山動物園の運営において、そうした視点から人材を確保し、育成していくために、次のことを定めます。

- ① 市は、円山動物園においてこの条例の規定の趣旨に沿った動物の飼育管理等の業務を適切に実施するため、野生動物の診療、動物の飼育管理等に関し、専門的知識又は経験を有する職員を確保するよう努めなければならないこと
- ② 市長は、円山動物園の職員の育成を図るため、研修の実施、研究及び発表の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと

(9)公表等

10 ページの活動情報の公表の趣旨に加え、札幌市が運営する施設である円山動物園については、運営についての利用者や市民等のご意見を札幌市が把握し、適切に反映することが必要となることから、次のことを定めます。

- ① 市は、生物多様性の保全に関する取組その他の円山動物園の運営に関する状況についてインターネットの利用その他適切な方法によりその内容を公表すること
- ② 市は、円山動物園の運営に当たっては、利用者、市民、事業者等からの意見を適切に反映するよう努めなければならないこと

基金

生物多様性の保全という公共の利益につながる野生動物の保全活動に対して寄附文化を定着させるためにも、市は市民や事業者に対して積極的な働きかけを行い、動物園に対する資金的な支援を適切に保全活動に充てる仕組みをつくることが必要であり、新たに基金を設置し、認定動物園に対する助成にも活用する予定です。そのため、次のことを定めます。

(1)寄附文化の醸成

市は、動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組(以下「野生動物の保全活動等」という。)に対する市民、事業者等による資金的支援が活発に行われ、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化が市民、事業者及び市との協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めること

(2)基金の設置

市は、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化の醸成に資するとともに、動物園の野生動物の保全活動等の促進に資するため、別に条例で定めるところにより、動物園応援基金(以下「基金」という。)を設置すること

(3)助成

- ① 市長は、基金を財源として、認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができること
- ② 市長は、前項の助成を行うに当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かななければならないこと

市民動物園会議

動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し、必要な事項について調査審議等を行うため「市民動物園会議」を置きます。なお、現在、市民動物園会議は札幌市附属機関設置条例において円山動物園の運営方針に関し審議する機関として位置付けられていますが、札幌市動物園条例に根拠規定を移し、円山動物園以外の動物園に係る施策の審議等についても所管事務とすることとします。

所管事務	市長の諮問に応じ次の事務を行うこと(下線部は新たに追加される事務) (1)動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べること (2)円山動物園の動物福祉規程の制定改廃に関し調査審議し、及び意見を述べること (3)円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べること (4)認定動物園の認定に関し意見を述べること (5)認定動物園に対する助成に関し意見を述べること 上記(1)～(5)に掲げる事務のほか、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関する事項に関し市長に意見を述べるができること
委員の委嘱	学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱すること
委員数・任期等	委員数は10人以内、任期は3年とすること(委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、再任可能とすること)
部会の設置・決議	必要に応じ部会を置くことができ、市民動物園会議が定めるところにより、部会の決議を市民動物園会議の決議とすることができること
臨時委員	特別の事項を調査・審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができること

施行日

令和4年第2回定例会へ条例案提出を予定しており、同議会において可決された場合には、公布の日から施行する予定です。

ただし、動物園が行う活動に関する規定、認定制度及び助成金制度に関する規定については、条例の適用を受けようとする動物園の準備期間等を考慮し、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める日から施行する予定です。

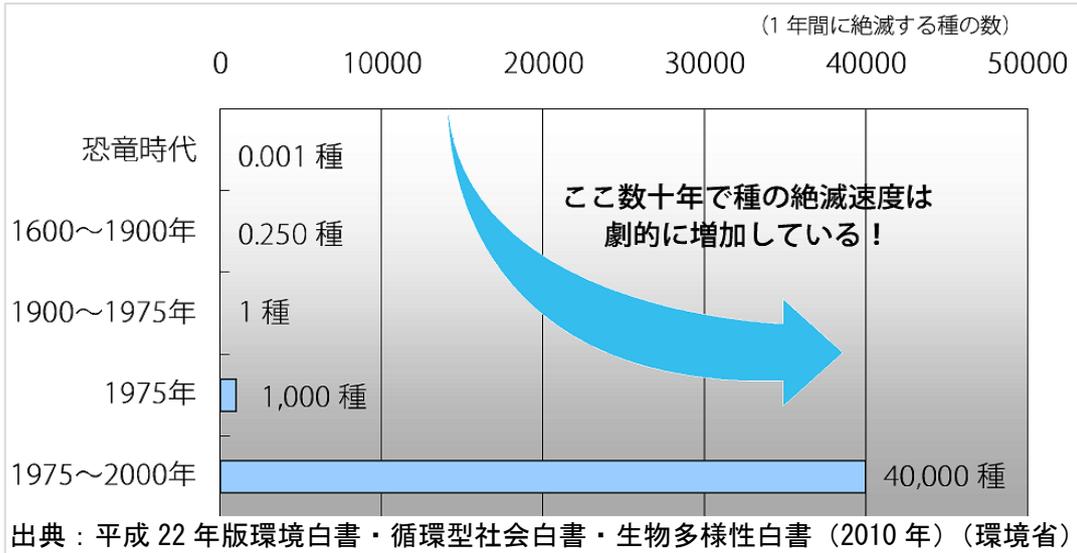
資 料

なぜ条例をつくろうとしているの？

詳細版

1 生物多様性が危機的な状況です

現在、地球上の生物は毎年4万種が絶滅していると言われており、かつてないスピードで生物多様性が失われています。



世界各国が「生物多様性の保全」やその「構成要素の持続可能な利用等」の実現のために取り組んでいますが、2020年に生物多様性条約事務局が発表した地球規模生物多様性概況第5版では、愛知目標^{*}の達成状況は不十分であり、「今までどおりから脱却する社会変革」、「個別ではなく連携した対応」が必要とされています。

※愛知目標…2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する20の個別目標

【愛知目標と達成状況】

<p>戦略目標 A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処</p> <p>目標1：生物多様性の価値と行動の認識 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施</p>	<p>戦略目標 C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善</p> <p>目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化</p>
<p>戦略目標 B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進</p> <p>目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減、可能な場合にはゼロへ、劣化・分断を顕著に減少 目標6：水産資源の持続的な漁獲 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理 目標8：汚染を有害でない水準へ 目標9：侵略的外来種の制御・根絶 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化</p>	<p>戦略目標 D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化</p> <p>目標14：自然の恵みの提供・回復・保全 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用</p>
<p>(赤・太枠：未達成、黄・細枠：部分的達成)</p>	<p>戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化</p> <p>目標17：国家戦略の策定・実施 目標18：伝統的知識の尊重・統合 目標19：関連知識・科学技術の向上 目標20：資金を顕著に増加</p>

出典：地球規模生物多様性概況第5版「愛知目標と達成状況」（環境省公表資料を改変）

また、動物を飼育するうえで、「動物の身体的状態及び心理的状态(「動物福祉」)」が良い状態なのか、悪い状態なのかを科学的知見に基づき把握し、動物の種や個体の要求に応じた飼育環境や獣医療を提供する取組が国際的に広がっています。こうした取組がない施設には動物の譲渡や貸出しをしないという事例もあります。

飼育動物の良好な動物福祉の確保が求められている

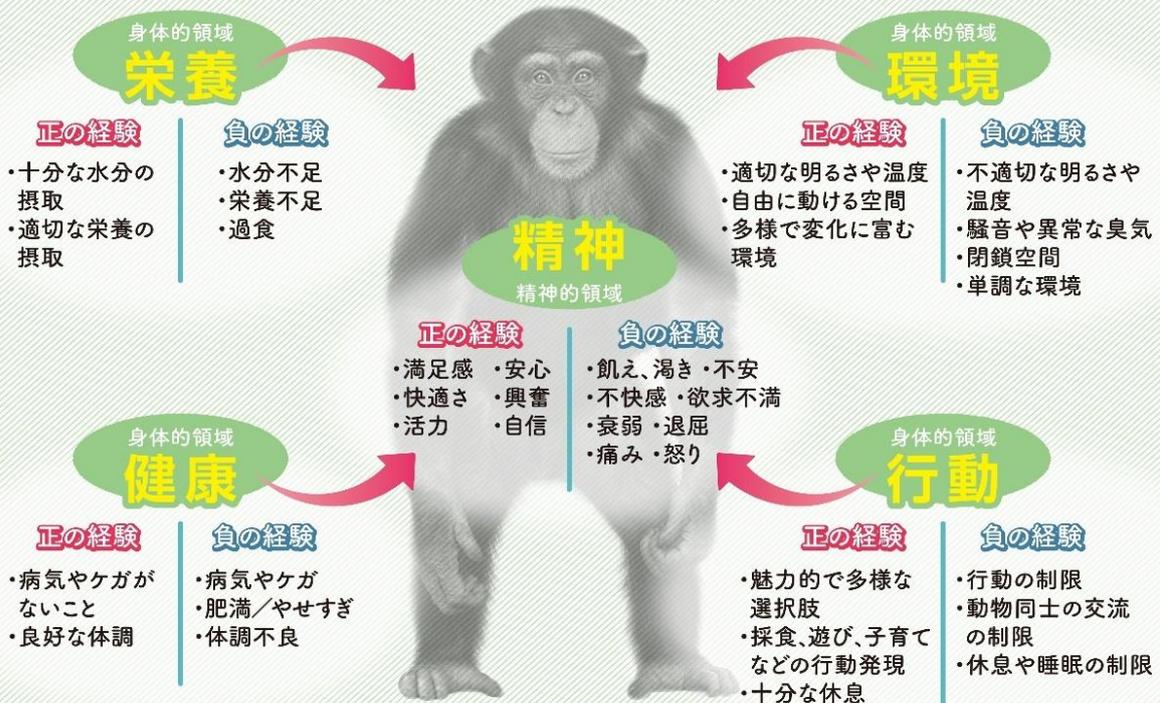
動物福祉 = アニマルウェルフェア (Animal welfare) の訳語

アニマルウェルフェア…飼育動物の生活環境に起因する身体的・心理的な状態をいい、その状態は人間の主観ではなく、動物がどう感じているかを科学的に評価して判断するものとされています。元マイギリスにおいて家畜の適正な飼育管理に対して提唱され広がったものですが、現在は動物園で飼育する野生動物にも求められています。

動物福祉(動物の全般的な状態)は、動物の栄養、環境、健康、行動と精神の5つの領域が複雑に相互に作用することで変わります。

良好な動物福祉とは、下図で、正の経験が増え、負の経験ができるだけ無い状態のことをいいます。

動物福祉を理解するために用いられる“5つの領域モデル”



(参考文献)
 Mellor, D.J. & Beausoleil, N.J. (2015)
 Extending the 'Five Domains' model for animal welfare assessment to incorporate positive welfare states. *Animal Welfare* 24:241-253
 Mellor, D.J., Hunt, S. & Gusset, M. (eds) (2015)
 Caring for Wildlife: The World Zoo and Aquarium Animal Welfare Strategy. Gland : WAZA Executive Office, 87pp.

3

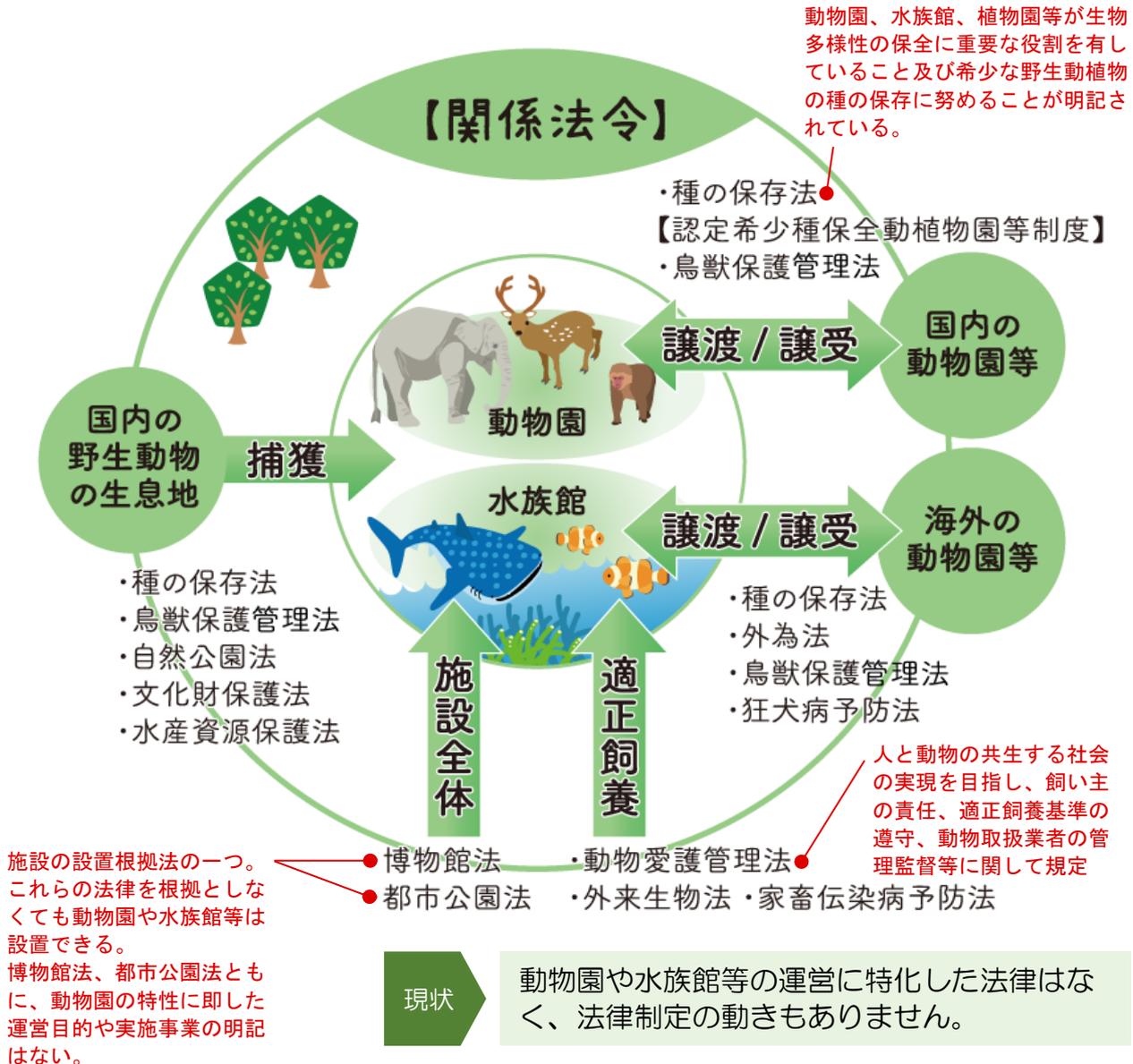
日本には、動物園の運営目的や実施すべき事業を明記した法律がありません

海外には、生物多様性の保全や動物福祉向上に取り組まなければ動物園の営業を許可しないことを定めた法律があります。（例：イギリス、ドイツ、韓国など）

しかしながら、日本には動物園の運営目的や実施事業を総合的に定めた法律がありません。

日本では、法的な位置付けが不安定であることも一つの要因として、多くの動物園で遊園地の併設、集客をメインとした展示やイベントなどの充実が図られ、種の保存や環境教育の側面よりもエンターテインメント施設の側面が強く認識されてきました。

また、動物福祉に関連する法律はあるものの、それらの法律には野生動物の保全を念頭にした動物福祉への配慮や科学的知見に基づき改善を重ねていく観点が不十分であり、先進的な海外の動物園に比べ、日本の動物園は生物多様性の保全や動物福祉向上の取組が遅れているのが現状です。



4

円山動物園基本方針ビジョン 2050 の取組を将来にわたり実施していくための法規範が必要です

マレーグマ「ワッチャー」の死亡に関するお詫びと今後について



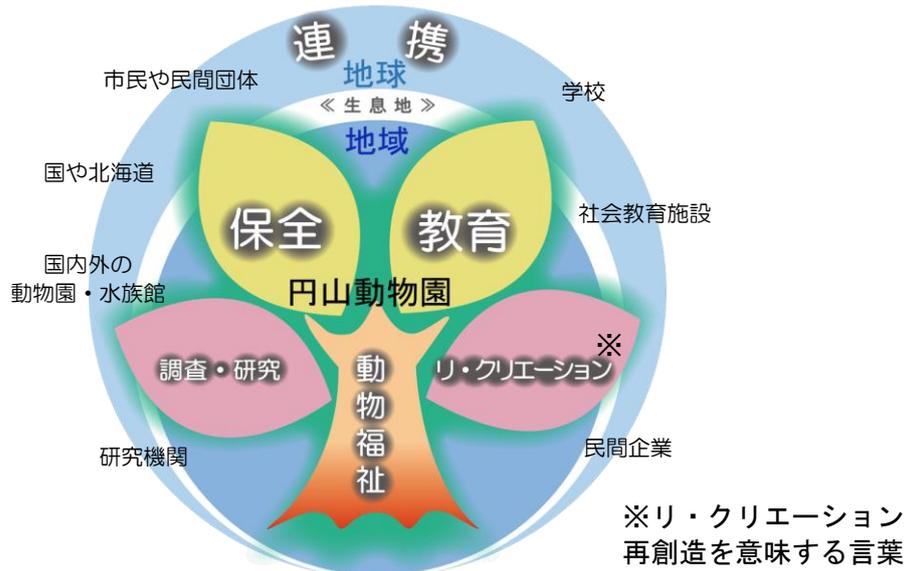
円山動物園では、2015年に誤った飼育方法によりマレーグマを死亡させてしまい、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく改善勧告を受けました。その改善のために獣医療体制の強化、動物舎の安全点検や職員の情報共有の強化、新たな職「動物専門員」を設けるなど、飼育管理体制全般を見直してきました。

この取組の一環として、休園日を増やし、開園時間を短縮する変更も行いました。

これを機に、動物園運営のあり方について見つめ直し、2007年に策定した札幌市円山動物園基本構想に替えて、昨今の動物園の社会的役割・責任を踏まえた新たな運営方針として、札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」を、2019年3月に策定しました。



【「ビジョン 2050」の取組の概念図】



「ビジョン 2050」では、「動物福祉」を根幹とし、生物多様性の保全、教育、調査研究、リ・クリエイションに力を入れていくこととしています。

札幌市は、動物園の運営目的等を定める法律がないこと(23 ページ参照)、また、市長の権限によって決定する規則や計画ではなく、議会の場で、市民から選ばれた代表者(市議会議員)によって決定される条例で、これらの取組を定めるべきという機運が高まり、条例制定に向けて検討しているところです。

動物園の社会的な位置付けを明確にし、野生動物の保全と動物福祉の向上を推進する法規範が必要

法律等の法規範がないことによる課題

■動物園は保全を目的に運営する施設という認識が広まらない

- ・生物多様性の保全の重要性を伝え、保全への行動を促す取組や種の保存の取組は、やってもやらなくてもよい状況であるため、これらの取組が十分ではない現状がある。
- ・動物園は「環境教育の場」、「種の保存の施設」というイメージが少ない（参考：市民が円山動物園に期待すること（下図参照））。

■動物園運営（動物展示）が将来も継続できるかどうか課題

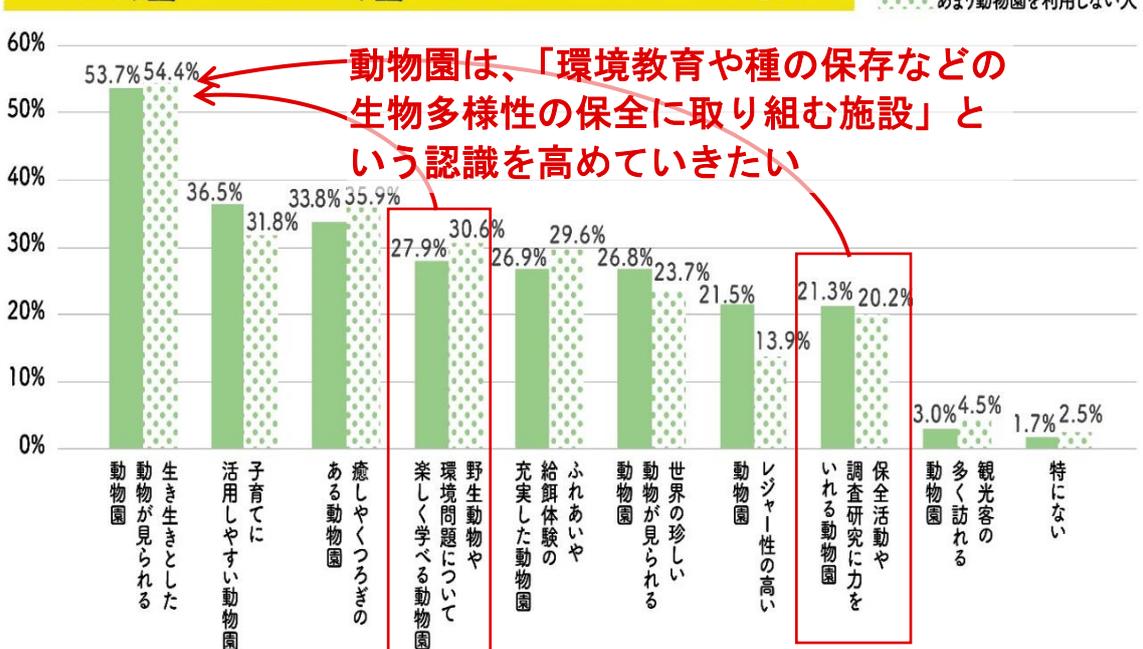
- ・野生動物を何のために飼育・展示するのかが明確ではなく、飼育動物の良好な動物福祉を確保できない場合、将来的に海外も含めた動物園等との動物取引（譲渡・借受・交換等）が困難となり、展示する動物の維持も難しくなるおそれがある。また、動物園の存在意義も薄れていくおそれがある。

札幌市では、動物園の運営目的等を定める法律がないことから、動物園の運営目的等を明確にし、生物多様性の保全や動物福祉向上のための取組を推進することができる法規範として条例が必要と考えています。

<参考> 「円山動物園に期待すること」 ※令和2年度第1回市民意識調査結果

円山動物園がどんな動物園であってほしいかを聞いたところ、「生き生きとした動物が見られる動物園」が一番多く、次いで「子育てに活用しやすい動物園」、「癒しやくつろぎのある動物園」となっています。「野生動物や環境問題について楽しく学べる動物園」や「保全活動や調査研究に力を入れる動物園」は全体の2～3割の状況です。今後、これを高めていきたいと考えています。

円山動物園がどんな動物園であってほしいか(3つまで選択可)



よく動物園を利用する人(n=968)(1年に1回以上利用する人) あまり動物園を利用しない人(n=2843)(数年に1回程利用する人又は行ったことがない人) グラフは各グループの人が選択した割合を示している
※令和2年度第1回市民意識調査と来場者アンケート(令和2年8月実施)より

札幌市動物園条例素案 Q&A

Q1 条例で定義する動物園がどの施設かわかりません。

A1 動物園運営者の任意の申請に基づき、市が一定の要件を満たしているかどうかを審査し、札幌市が「札幌市認定動物園」として認定する制度を実施する予定です。その制度によって公表された認定動物園は定義に該当する動物園であることが分かります。また、認定を受けない施設についても条例に示す取組を行っている場合にはこの条例に定める動物園に該当しますが、条例に定める動物園に該当するか否かを示すためにも、動物園運営者による運営情報の公表が望ましいと考えています。

Q2 動物園の運営を取り締まる条例なのですか？

A2 本条例は、動物園の運営を取り締まるための条例ではありません。
本条例には、動物を飼育する施設の責任として飼育動物の良好な動物福祉を確保しなければならないことを明記していますが、この規定は目指すべき取組を示したものです。認定制度などにより、動物園が条例の理念に即して取り組む意義を高め、市の支援や市民等の理解・協力を得ながら動物園の自主的な取組を促す条例としています。

Q3 なぜ動物園の運営を取り締まることができる条例にしないのですか？

A3 動物園の運営目的や実施すべき取組を明記する法律がなく、生物多様性の保全については、動物園がその取組をしないことで市民生活等にごのような悪影響が及ぶかなどを具体的に説明することは難しいと考えています。そのため、まずは、動物園の社会的位置づけを明確にし、その認識を広めていき、推奨する取組を促進する条例を制定したいと考えています。

Q4 種の保存や動物福祉について定める法律はあると思いますが、これらが動物園の取組の根拠になるのでは？

A4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）には、動物園、植物園、水族館等が生物多様性の確保に重要な役割を有しているとし、国及び地方公共団体が行う施策に協力し、希少な野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならないとされています。

また、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）は、人が所有（占有）する動物の適正な飼養を所有者等に求め、法に基づく飼養管理基準には、動物福祉への配慮の視点が盛り込まれ、動物園における飼育管理についても一定の指針が示されています。

しかしながら、いずれの法律にも、動物園等の運営目的や実施すべき取組について総合的に定めたものではなく、希少動物以外の種の保存の活動については実施してもしなくてもよい状況となっています。動物園では、絶滅が危惧される前から野生動物が存続していくために必要な研究や繁殖の取組などを行い、保全していく役割があると考えています。また、動物福祉に関する規定については、野生動物の保全を念頭にした観点がなく、科学的根拠をもとに動物の全般的な状態を判断し改善する視点は十分に明記されていません。

これらの状況から、動物園の運営目的を明確にし、生物多様性の保全と良好な動物福祉の確保の両方を達成していく考え方を明記する条例が必要と考えています。

Q5 法的な位置付けが不安定ということですが、不安定だとなぜ困るのですか？

A5 法律によって動物園が必ず保全の取組を行うことになっていて、その取組が実践されれば、市民は野生動物や生息環境の保全について知るために動物園を利用することが多くなると考えられます。動物園もそうした市民のために新たな情報を提供しようと野生動物の調査研究を進め、展示や教育活動の工夫を行うという好循環が期待できます。また、国内外の保全に取り組む動物園や研究機関等との連携が深まり、繁殖等の取組が進むと、野生動物の保全に貢献するとともに、展示動物の命もつないでいくことができます。しかし、法律がなく動物園が保全の取組を実施してもしなくてもよい現状では、こうした効果も低く、今後の運営も危惧されます。

Q6 動物園が飼育する動物は、野生動物とは言わないのでは？

A6 動物園では、野生動物本来の生態等をできるだけ正確に理解できるよう野生動物をペット化や家畜化することなく飼育し、展示や教育活動を行う施設と考えています。また、野生下の生息数が減少し絶滅のおそれが生じたときに、動物園で保護又は繁殖した動物を野生に戻すことも視野に入れ、本条例では動物園の家畜以外の動物を野生動物に含めています。

Q7 動物園の役割の一つのレクリエーションが明記されていないのでは？

A7 動物園は、これまでレクリエーションの場として親しまれてきており、特に市営の公の施設であり、都市公園^{*}の一部である円山動物園には、レクリエーション機能が欠かせないと考えています。

しかし、本条例は、各動物園が持つ現状の役割全てを網羅的に定めるものではなく、円山動物園以外も含めた動物園の運営が生物多様性の保全に貢献していくための条例としています。そのため、レクリエーションのほか、娯楽や経済効果を図る目的等は含めておりません。

※都市公園には、レクリエーションの場としての位置付けがあります。

(参考：「都市公園法運用指針（第4版）」平成30年3月国土交通省都市局)